

○印西市介護保険事業実施規則

平成13年12月25日規則第58号

改正

平成15年3月26日規則第5号
平成15年6月30日規則第30号
平成16年8月31日規則第36号
平成17年3月31日規則第40号
平成17年9月26日規則第66号
平成18年3月8日規則第5号
平成18年3月31日規則第36号
平成19年2月16日規則第19号
平成19年9月18日規則第45号
平成20年3月31日規則第23号
平成20年6月29日規則第42号
平成21年3月31日規則第12号
平成22年3月17日規則第57号
平成23年3月25日規則第4号
平成24年3月30日規則第19号
平成27年3月20日規則第6号
平成27年3月31日規則第31号
平成27年6月25日規則第38号
平成27年6月30日規則第41号
平成27年12月22日規則第52号
平成28年3月17日規則第1号
平成28年3月31日規則第67号
平成28年5月9日規則第105号

印西市介護保険事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び印西市介護保険条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(第1号被保険者の資格取得等の届書)

第2条 施行規則第23条、第24条第2項及び第3項並びに第29条から第32条までの届書は、介護保険資格取得・異動・喪失届書（別記第1号様式）によるものとする。

(介護保険施設に入所中の者に関する届書)

第3条 施行規則第25条第1項及び第2項の届書は、介護保険住所地特例適

(4) 保健又は福祉に関する学識経験を有する者
(合議体)

第47条 合議体（施行令第9条第1項に定める合議体をいう。以下同じ。）の数は、6とする。

2 合議体の定数は、6人以内とする。

3 合議体は、当該合議体の長が招集するものとする。

(生活保護の被保護者に係る要介護認定)

第48条 認定審査会は、介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者について審査及び判定を受託することができるものとする。

(認定審査会の事務局)

第49条 認定審査会の事務局を健康福祉部介護保険課に置く。

(徴収猶予の申請等)

第50条 条例第15条の規定により、保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者は、介護保険料徴収猶予申請書（別記第50号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第15条第1項各号の規定により、保険料の徴収猶予について承認又は不承認の決定をした場合は、介護保険料徴収猶予承認（不承認）通知書（別記第51号様式）により通知しなければならない。

(減免の申請等)

第51条 条例第16条の規定により、保険料の減免を受けようとする被保険者は、介護保険料減免申請書（別記第52号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第16条第1項の規定により、保険料の減免について承認又は不承認の決定をした場合は、介護保険料減免承認（不承認）通知書（別記第53号様式）により通知しなければならない。

3 前項の規定により、保険料の減免を認められた者は、その減免を受けるべき事由に変更を生じた場合は介護保険料減免事由変更・消滅届書（別記第54号様式）により直ちに市長に届け出なければならない。

4 市長は、保険料の減免について変更又は取消しの決定をした場合は、介護保険料減免変更・取消通知書（別記第55号様式）により通知しなければならない。

(印西市介護保険等運営協議会の所管事項)

第52条 条例第18条に規定する印西市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実施状況に関する事項

(2) 市の高齢者福祉及び介護保険事業に関する重要施策事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な実施を図るために必要な事項

(意見の具申)

第53条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めると

きは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第54条 条例第19条第4項に規定する会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

2 協議会に副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第55条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、条例第19条第1項各号に規定する委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の事務局)

第56条 協議会の事務局を健康福祉部介護保険課に置く。

(補則)

第57条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 印西市介護保険条例施行規則（平成12年規則第6号。以下「旧規則」という。）

(2) 印西市介護保険認定審査会運営規則（平成11年規則第25号）

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定によりされた申請、手続きその他の行為は、この規則の規定によりされた申請、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成15年3月26日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年6月30日規則第30号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年8月31日規則第36号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の（中略）印西市介護保険事業実施規則（中略）（以下「改正規則」という。）の規定によりされた申請、手続きその他の行為は、この規則による改正後の改正規則の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。